

○ 防衛省技術研究本部受託試験研究規則（昭和三十三年総理府令第二十八号）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">防衛装備庁受託試験研究規則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 省令は、防衛装備庁が、その事務に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験（以下「試験研究」という。）の委託を受ける場合の手續その他必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>（委託の申請）</p> <p>第二条 防衛装備庁に試験研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、別記様式による試験研究委託申請書の正本一通及びその副本一通を防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に提出するものとする。</p> <p>（受託契約）</p> <p>第三条 長官は、前条の申請があつた場合において、事務に支障がなく、かつ、内容が適当と認めるときは、次に掲げる事項につき、委託者と受託試験研究（防衛装備庁が委託により行う試験研究をいう。以下同じ。）に関する契約（国の機関からの委託による場合は協定とし、以下「受託契約」という。）を締結しなければならない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（試験研究費）</p>	<p style="text-align: center;">防衛省技術研究本部受託試験研究規則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 省令は、防衛省技術研究本部（以下「本部」という。）が、その事務に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験（以下「試験研究」という。）の委託を受ける場合の手續その他必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>（委託の申請）</p> <p>第二条 本部に試験研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、別記様式による試験研究委託申請書の正本一通及びその副本一通を防衛省技術研究本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。</p> <p>（受託契約）</p> <p>第三条 本部長は、前条の申請があつた場合において、事務に支障がなく、かつ、内容が適当と認めるときは、次に掲げる事項につき、委託者と受託試験研究（本部が委託により行う試験研究をいう。以下同じ。）に関する契約（国の機関からの委託による場合は協定とし、以下「受託契約」という。）を締結しなければならない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（試験研究費）</p>

第四条 試験研究費の額は、長官の定める基準によるものとする。

2・3 (略)

(試験研究の中止)

第五条 長官は、やむを得ない事情によつて防衛装備庁の事務に支障が生じたときは、受託試験研究を中止しなければならない。この場合においては、長官は、遅滞なく、委託者にその旨を通知するものとする。

(試験研究費の精算)

第六条 長官は、受託試験研究が終了し、又はこれを中止したときは、遅滞なく、納付を受けた試験研究費の予定額につき精算をしなければならない。

(試験研究結果の公表)

第七条 長官は、委託者が同意した場合には、受託試験研究の結果を公表することができる。

(委託者の協力)

第八条 長官は、当該受託試験研究を実施するために必要があると認めるときは、受託契約で定めるところにより、委託者に対し、資材又は設備の提供、試験研究補助者の派遣その他必要な協力を求めることができる。

(工業所有権)

第九条 試験研究の業務を担当する防衛装備庁の職員が当該試験研究業務について発明をしたことにより取得した特許を受ける権利又は特許権で国が承継したものの実施は、受託契約で定め

第四条 試験研究費の額は、防衛大臣の定める基準によるものとする。

2・3 (略)

(試験研究の中止)

第五条 本部長は、やむを得ない事情によつて本部の事務に支障が生じたときは、受託試験研究を中止しなければならない。この場合においては、本部長は、遅滞なく、委託者にその旨を通知するものとする。

(試験研究費の精算)

第六条 本部長は、受託試験研究が終了し、又はこれを中止したときは、遅滞なく、納付を受けた試験研究費の予定額につき精算をしなければならない。

(試験研究結果の公表)

第七条 本部長は、委託者が同意した場合には、受託試験研究の結果を公表することができる。

(委託者の協力)

第八条 本部長は、当該受託試験研究を実施するために必要があると認めるときは、受託契約で定めるところにより、委託者に対し、資材又は設備の提供、試験研究補助者の派遣その他必要な協力を求めることができる。

(工業所有権)

第九条 試験研究の業務を担当する本部の職員が当該試験研究業務について発明をしたことにより取得した特許を受ける権利又は特許権で国が承継したものの実施は、受託契約で定めるとこ

るところにより、委託者又はその指定する者に限り、一定期間許諾することができる。

(委任規定)

第十一条 この規則の実施に関し必要な事項は、長官が定める。

ろにより、委託者又はその指定する者に限り、一定期間許諾することができる。

(委任規定)

第十一条 この規則の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。